

7章. 歴史文化遺産の保存・活用に関する推進体制

7-1 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

(1) 輪島市の体制

本地域計画を推進するためには、行政のみならず文化財等の所有者や管理者、地域住民の協力、連携が重要不可欠であり、計画実現のための推進体制を構築することが必要である。

そのため、本地域計画の推進体制は教育委員会文化課を中心として、文化財の保存と活用を図り、持続可能な文化財保護の仕組みの構築に取り組み、専門職員を適切に配置・確保し、関係各課との連携を図りながら事業の推進ができる体制の整備に努めていく。具体的な事業や取り組みの実施に関しては、国や石川県の指導を得ながら、文化財所有者や地域住民、庁内各関係課が共に主体となって地域総がかりで実施する。

市教育委員会文化課には、学芸員(考古・美術工芸)2名、事務職3名が配置されており、文化財の保存・活用にかかる業務全般と、文化財の所有者・管理者に対する研修や文化財の維持・管理についての指導助言などを行うほか、埋蔵文化財の発掘調査や整理・報告書作成作業等を行っている。

今後は、文化財担当課に加えてまちづくり担当課や事業担当課等の関係部局との連携調整を図りながら、文化財の保存・活用に取り組む。

《輪島市》

●教育委員会文化課

- ・文化財の調査、研究、保存、活用など、文化財業務に関すること
- ・伝統工芸輪島塗技術の保存及び育成に関すること
- ・芸能及び芸能文化の振興に関すること
- ・輪島市文化会館、禅の里交流館、能登平家の郷松尾家に関すること

●企画振興部企画課

- ・市の総合計画、重要施策の企画調整に関すること

●産業部漆器商工課

- ・ふるさと納税、商工業、漆器業の振興に関すること

●産業部観光課

- ・観光誘客、観光宣伝等の観光振興に関すること

●産業部農林水産課

- ・農林業の振興、水産業の振興に関すること

●総務部防災対策課

- ・地域防災計画、防犯、防災に関すること

●建設部都市整備課

- ・都市計画、都市公園、景観、空家に関すること

《輪島市文化財保護審議会》

輪島市指定文化財の指定及び文化財の保存活用等に関する審議

《市内の関係機関》

- 輪島市文化協会
- 禅の里づくり推進協議会
- 輪島市観光協会
- 輪島商工会議所
- 門前町商工会
- 輪島漆器商工業協同組合
- 石川県漁業協同組合輪島支所・門前支所
- 奥能登広域圏事務組合
- 輪島消防署

《市内の民間団体》

- NPO法人あえの郷しんこう会
- NPO法人紡ぎ組
- 黒島地区まちなみ保存会
- 株式会社 百笑の暮らし
- （公財）白米千枚田景勝保存会
- 白米千枚田愛耕会
- 西保間垣の会
- 大沢間垣保存会

（２）各主体の役割及び体制整備

本市の歴史文化の効果的かつ実効性のある保存・活用を推進していくにあたっては、市民・団体、所有者、学識者、行政がそれぞれの役割を主体的に担うとともに、主体間の連携、協働が不可欠であることから以下の役割分担のもと推進体制の整備、充実を図る。

《行政（輪島市）》

- ・関係する部局（課）や県、関係自治体等と連携して、計画的な取り組みを推進し、輪島市の歴史文化の価値や魅力の維持・向上を図るとともに、観光や産業の振興などへと展開する。
- ・各主体の取り組みを後押しするため、歴史文化の保存・活用のための体制及び仕組みづくりを推進するとともに必要となる財源措置を講じる。
- ・学識者の助言・指導等のもと歴史文化遺産の計画的な調査研究を行うとともに、保存のための修理等の対応、活用のための整備等、歴史文化を活かすまちづくりを推進する。

《市民・団体》

- ・歴史文化の担い手であることを認識し、地域の歴史など身近な歴史文化遺産から大切にしていく。また、各主体が行う保存・活用の取り組みへの参加、協力等を通じて地域

に愛着と誇りを持ち、歴史文化への理解を深める。

- ・各種団体は専門分野の知識、ノウハウを活かしながら、歴史文化の担い手のリーダーとして歴史文化遺産の保存・活用に寄与する。

《所有者・管理者》

- ・本市の歴史文化遺産の重要性を認識し、その適切な保存管理に継続的に取り組む。
- ・歴史文化遺産の防災・防犯対策の徹底を図り、地域の魅力づくりに資する歴史文化遺産の活用や公開について参加、協力する。

《学識者》

- ・行政等の連携のもと、歴史文化に関わる様々な観点から調査研究を行い、新たな歴史文化遺産の掘り起こしや評価等を行う。
- ・調査成果を分かりやすく発信するとともに、保存・活用に取り組んでいくために必要な助言・指導・協力等を行う。

《輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会》

- ・行政、市民・団体、所有者、学識者等と連携を図り、本地域計画の進捗管理及び見直しに関する協議その他必要な事業の推進等に向けた多様な主体間の参画及び協力を図っていく。

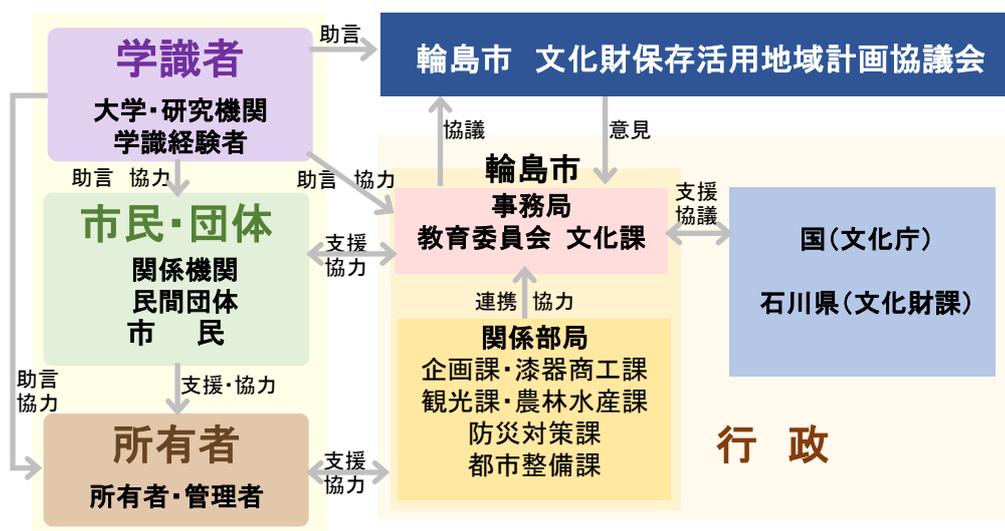


図 7-1 推進体制図

7-2 歴史文化遺産の防災・防犯体制の強化

歴史文化遺産は、着実に後世に伝承するため、市民や文化財所有者等と連携しながら、防災・防犯の措置をとることが必要である。

防災については、本市では、平成19年(2007)3月25日の能登半島地震により旧角海家住宅が全壊するなど多くの歴史文化遺産が大きな被害を受けた。これまでの被災経験を踏まえた上で、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」や「国宝の文化財の防火対策ガイドライン」等に準じて防火設備の整備や早期覚知のための警報設備の充実、防災設備の定期点検や防災訓練の実施を推進するものとし、「輪島市防災計画」(令和元年8月)に即して、「災害予防(事前対策)」「災害応急対策(応急処置)」「災害復旧復興」の3つの視点から防災体制の強化を図る。

防犯については、歴史文化遺産の多くが社寺等に存在しており、とりわけ、無住施設の防犯対策が必要である。これらを犯罪から守るためには、日常的に歴史文化遺産に触れる機会を増やし、地域住民の日常生活の中に組み込むことが重要であるといった視点で防犯体制の強化を図る。

《災害予防》

- ・本市の土砂災害警戒区域、浸水想定区域などの防災情報と歴史文化遺産の分布を重ね合わせたハザードマップを作成して、災害危険度の高い歴史文化遺産を認識し、防災対策の検討を進める。
- ・毎年行う文化財防火デーを中心に、消防団や自主防災組織等との連携による定期的な歴史文化遺産の防災訓練の実施などを通じて、市民や所有者・管理者等の防災意識の高揚を図るとともに、消防機関への迅速な通報や消防設備の適切な使用、観光客等の避難誘導などの知識・技能の習得を図る。
- ・指定等文化財の建造物については、火災による被害を最小限に抑えられるよう自動火災報知設備や消火器具などの消防設備の設置を進めるとともに、定期点検の指導等を行う。
- ・文書等の史料は、持出し訓練、シミュレーション等で災害に備えるとともに、デジタル化し記録の保存を進める。

《災害応急対策》

- ・被災した歴史文化遺産についての情報を迅速に収集できる行政と地域の情報伝達体制や各分野の専門家との連携体制を整える。
- ・歴史文化遺産の被害状況を迅速に把握し、石川県に報告する。石川県を通じて国へ情報提供し、国の総合的な救援・支援機関である文化財防災センターによる文化財レスキュー活動等の支援を受けるなど応急対策を講じる。また、被災した美術工芸品等の

避難施設等を事前に検討し、非常時においても、可能な限り歴史文化遺産の価値を損なわない方法で、応急対策を講じる。

- ・市全体が被災するような大規模災害が発生した場合、人命救助等を最優先とした応急対応を実施した後、専門家・有識者等による歴史文化遺産の保全を迅速かつ的確に進めることとする。そのために必要となる情報を提供できる体制の整備を進める。

《災害復旧・復興》

- ・歴史文化遺産の毀損状況などの十分な調査並びに地域住民の意向を踏まえた上で、修理・修復等による保存と安全性の確保との調整についての検討を行い、専門家・有識者等の指導のもとに適切な手法で復旧・復興を行う。
- ・事前に調査整理した本市並びに各地区の歴史文化遺産情報をもとに、誇りや愛着をもてるふるさとの再生や土地の記憶の継承、地域コミュニティの継承・再生など、歴史文化遺産を復旧・復興の核として活かす。

《防犯対策》

- ・歴史文化遺産の周辺環境の美化・清掃に努めることで地域住民が大切にしていることを示し、犯罪の抑止効果を高める。
- ・必要に応じて防犯カメラ、警報機等の設置を検討する。
- ・老朽化により維持管理・防犯対策が困難な場合は、地区内の社寺や公民館等の施設可能な共用施設へ、歴史文化遺産の移設を検討する。
- ・毀損、窃盗が確認された場合は、速やかに警察及び市教育委員会へ連絡するとともに復旧が可能かどうか検討する。
- ・毀損による修復や復元が必要な場合は、市教育委員会や専門家と協議し修復を検討する。

なお、各地区の歴史文化遺産の巡視や保存・活用に対する専門家らの助言・指導等については、各地区の区長や文化財保護審議会委員等との連携の強化を図りながら推進する。